契約法1（契約各論）講義

第1回　オリエンテーション

明治学院大学法学部教授
加賀山茂

- トピックス
  - 法学部生の売りは何か？
  - 契約法1では，何を学習するのか？

目次

- オリエンテーション
  - 法学部の教育理念・目標
    - 明治学院大学学則
    - **Do for others**
  - 法学部卒業生の売りは何か？
    - 社会生活上の医師（例えば **Doctor G**）の役割
    - 法律家の思考方法
      - 法的分析能力
      - 議論の能力
  - 基本と応用との関係
    - 基本が大切
    - 応用に接して基本が身につく
- **民法の体系**
  - **条文の適用頻度 “Best20”**
- 契約
  - 契約総論
    - 契約の流れ
  - 契約各論
    - １３の典型契約

法学部の教育理念･教育目標
明治学院大学学則 第5条

- (1) 法学部の教育理念
  - 法学部は，**建学の精神**であるキリスト教主義教育の伝統にのっとり，
  - 他者とりわけ**弱者を尊重する**自由で平等な社会を主体的に作り上げていくことができる，
  - **専門的知識を備えた能動的な市民を育成する**ことを教育理念とする。
- (2) 教育目標
  - この教育理念のもと，法学や政治学が，**社会の平和と人々の幸福**を目指すものであるという本来の出発点に常にたちかえり，
  - さらには**現代社会において新たに発生する諸問題に対処すべく**，
  - 人間の尊重，**弱者救済の視点**から，学部における教育･研究を行うものとする。

建学の精神 “Do for others” の民法的解釈

■条文

- **第697条**（事務管理）
  - ①義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は，その事務の性質に従い，**最も本人の利益に適合する方法**によって，その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。
  - ②管理者は，**本人の意思**を知っているとき，又はこれを推知することができるときは，その意思**に従って**事務管理をしなければならない。

■立法理由

- 本条第2項は，管理の方法に付き本人の意思が管理者に明白なるか又は之を推知することを得る場合に於ては，**第1項に規定する所の管理の方法に依らずして，寧ろ，本 人の意思に従ひ**管理を為すべきことを規定し，
- 事務管理の名義を以て濫りに他人の事務に干渉し，**本人の欲せざることを行ふこと勿からしむる**ものにして，
- **本人の意思 に反するも，尚ほ且つ，此者に利益なりとして，其事務に干渉する如き**は，**事務管理の立法の本旨に反し**，寧ろ不当利得の規定に従はしむべきものと云ふべし。

法律専門家の社会的使命

■ 法律家の理想像
司法改革審議会意見書（2001）

- 「国民の**社会生活上の医師**」としての役割を期待される専門的資質・能力の習得と，かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養，向上を図る。
- **事実に即して**具体的な法的問題を解決していくため必要な**法的分析能力**や法的**議論の能力**等を育成する。

■ NHK病名推理番組
■ 総合診療医ドクターG

- 患者の病状から，病名を解明し，診療方法を確定するまでのプロセスを見せる。
  - 研修医の最初の見立ては，全て外れ。
  - 総合診療医のアドバイスを受けながら，可能性のある病名を全てチェックし，除外すべきものを除外して，正解にたどり着く。

専門的知識の修得
どのようにして修得するか

- 教育目的
  - 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、
  - それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力を育成する。
- 教育方法
  - 事実に即して具体的な法的問題を解決していくことを通じて，法的専門知識だけでなく，問題解決能力として，
  - 「法的分析能力」（アイラック（IRAC）），および，
  - 「法的議論の能力」（トゥールミン図式）等を修得させる。

法律家の思考方法
アイラック（IRAC）

IRAC（アイラック）で考え，論証する			
法的分析の能力	Issue		論点・事実の発見
	Rules		ルールの発見
	A	Application	ルールの適用
法的議論の能力		Argument	原告・被告の議論
	Conclusion		具体的な結論

法的分析能力とは?

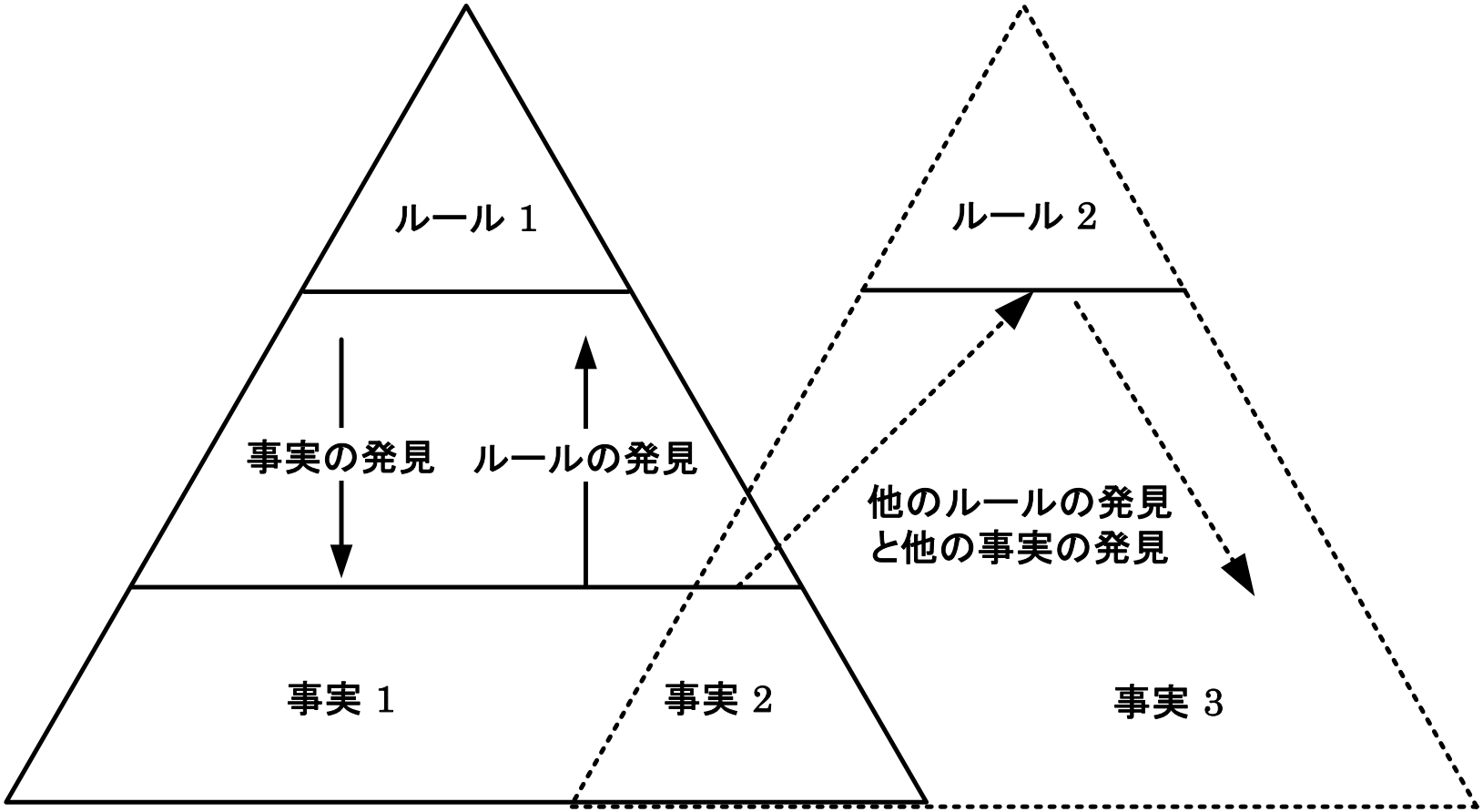

三段論法から「議論の図式」へ

- **三段論法（反論を許さない硬直性が問題）**
  - 大前提: 全ての人間は死ぬ。
  - 小前提: ソクラテスは人間である。
  - 結　論 : ソクラテスは死ぬ。
- **トゥールミン図式**
  - **議論の構造の提供**
  - **全ての議論に通用**

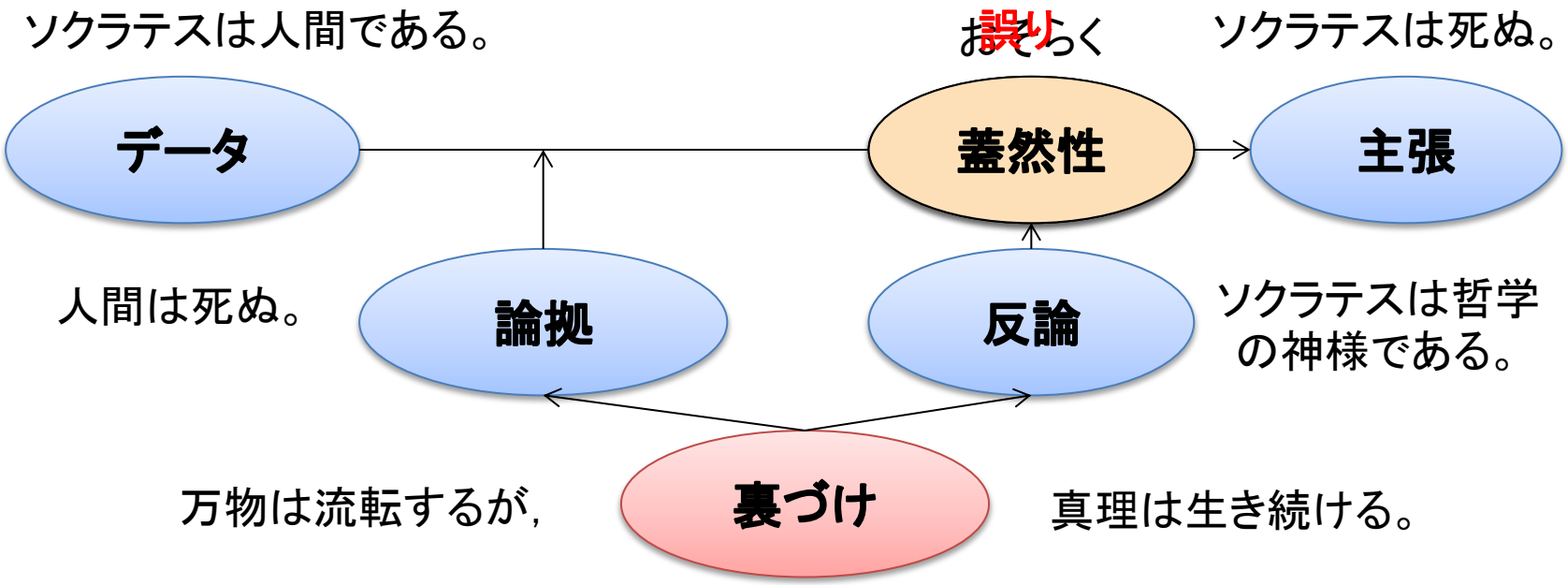

議論の図式（トゥールミン図式）による議論の可視化（民法93条）

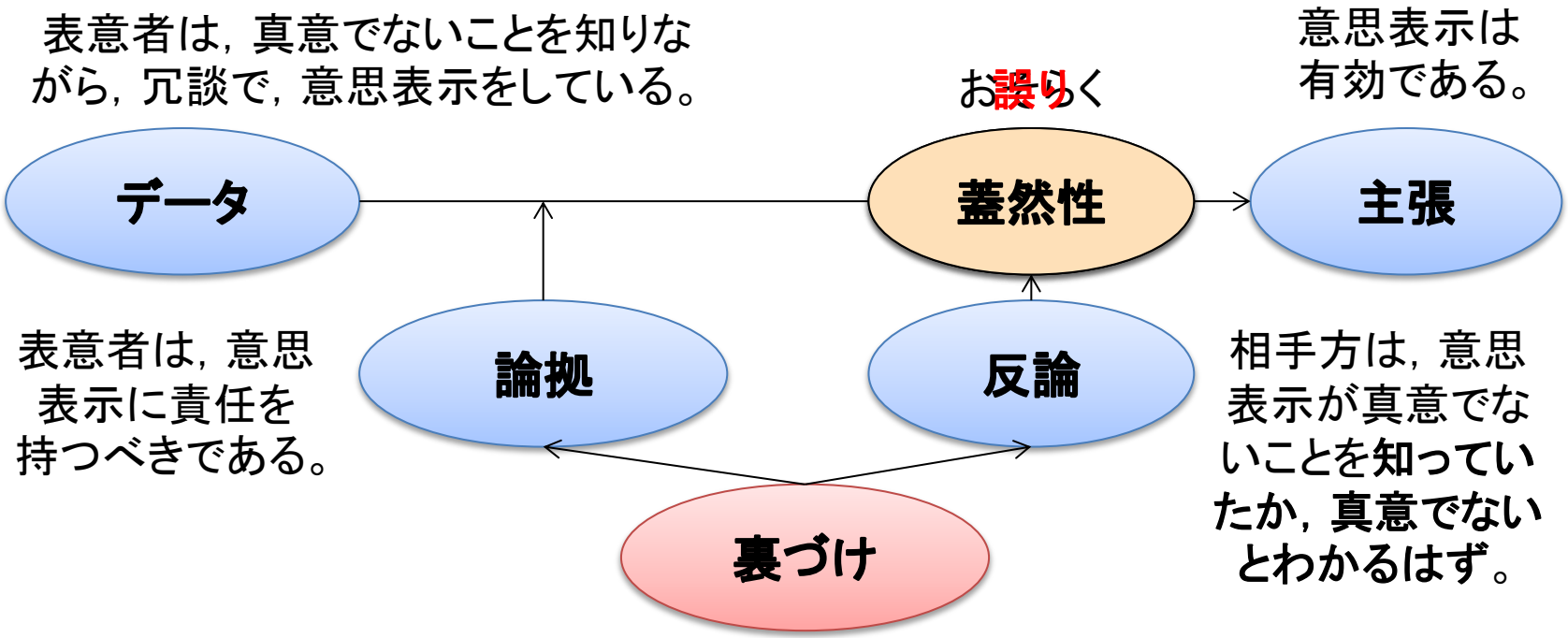

表意者が真意とは異なる，誤った外観を作出した場合の意思表示の効果：

1. 相手方が表意者の真意を知っているか，知るべきであったときは，無効となる（原則）。
2. 相手方が表意者の真意を知らず，知ることもできなかったときは，有効となる（例外）。

議論の方法(3/3)

賃貸借の無断譲渡・転貸→Best30

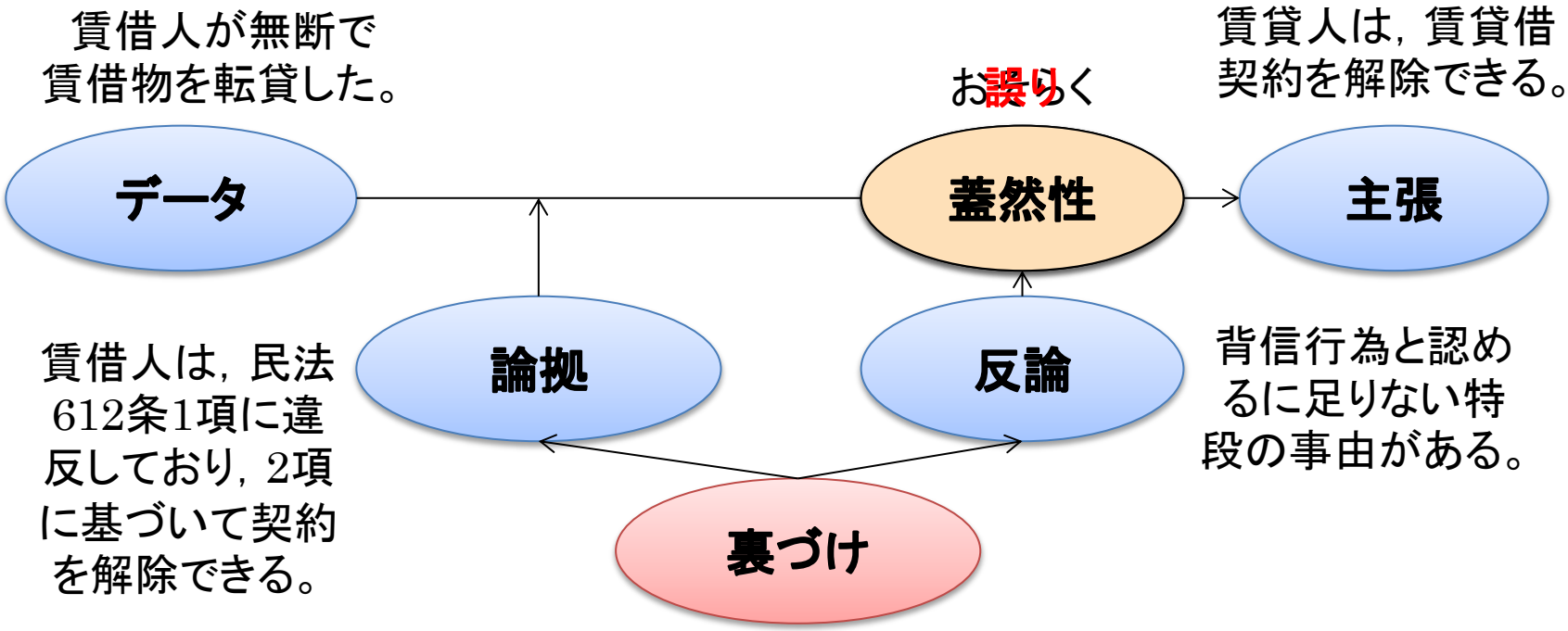

無断譲渡・転貸の場合に賃貸借契約を解除できるかどうか：

1. 継続的契約関係の当事者が，信頼関係を破壊したときは，契約を解除できる(原則)。
2. 賃借人が無断譲渡・転貸を行ったときは，信頼関係の破壊が推定される(推定規定)。
3. 信頼関係を破壊したと認められない事由があるときは，契約は解除できない(例外)。

すべての論文の書き方
アイラック（IRAC）で書く

問題提起

- I:重要な問題を発見したことの経緯を述べる
- R:その問題を解決する視点と仮説を提示する

本論

- A:問題をいくつかのブロックへと分割する
- A:ブロックごとに問題を展開しすべてを解明する

結論

- C:問題を展開して得られた答えを1つにまとめる
- I:残された問題に対する展望を行う

基本と応用との関係(1/2)
応用に接して初めて分かる基本の重要性

- 基本的知識の修得は不可欠だが，それで応用力は養えるか
  - 大学教育は基本が大切であって，応用は，実務に任せるべきだとの議論がある。
  - しかし，応用がきく基本でなければ意味がないのではないだろうか。
- 高度な問題に接して初めて分かる基本の大切さ
  - 基本ができていないと，応用はおぼつかない。だから，基本から始めて応用に至るのが順当であると，一般には考えられている。
  - しかし，本当に基本をマスターするつもりであれば，その前に，応用の厳しい試練を受けるべきである(発想の転換)。
  - 応用の厳しさに接して，はじめて，人は，基本の大切さを理解し得るし，基本理論も，応用を念頭に入れてはじめて精緻なものとなりうるのである。

基本と応用との関係（2/2）
基本のマスターは，実は，応用よりも困難

- 第1の経験（スキーを始めたときの経験：応用で知る基本の大切さ）
  - スキーは，基本と応用との関係を知る上でとても教訓的なスポーツだと思う。
  - 急斜面で転がり落ちて初めて，基本の大切さを痛感できるし，緩斜面でいくら基本を勉強しても，実際の急斜面に行ってみなければ応用力はつかないことも体験できる。
- 第2の経験（国民生活センターでの経験：応用は簡単だが基本は困難）
  - 実務に入ってみれば，事業者関連法や特別法を理解することはそれほど困難なことではない。優れたマニュアルができあがっており，それにしたがって実務をこなすことができるからである。
  - 実務で解決が困難な問題というのは，実は，特別法に明文の規定がないために，マニュアルでは対応できず，基本法に照らして解決しなければならない問題であることがわかる（マニュアル人間の挫折）。
  - しかし，基本法を理解するには，時間のかかる地道な学修をするよりほかに方法がない（学生の時でないとできないことがある）。→連帯債務　応用例

民法の体系

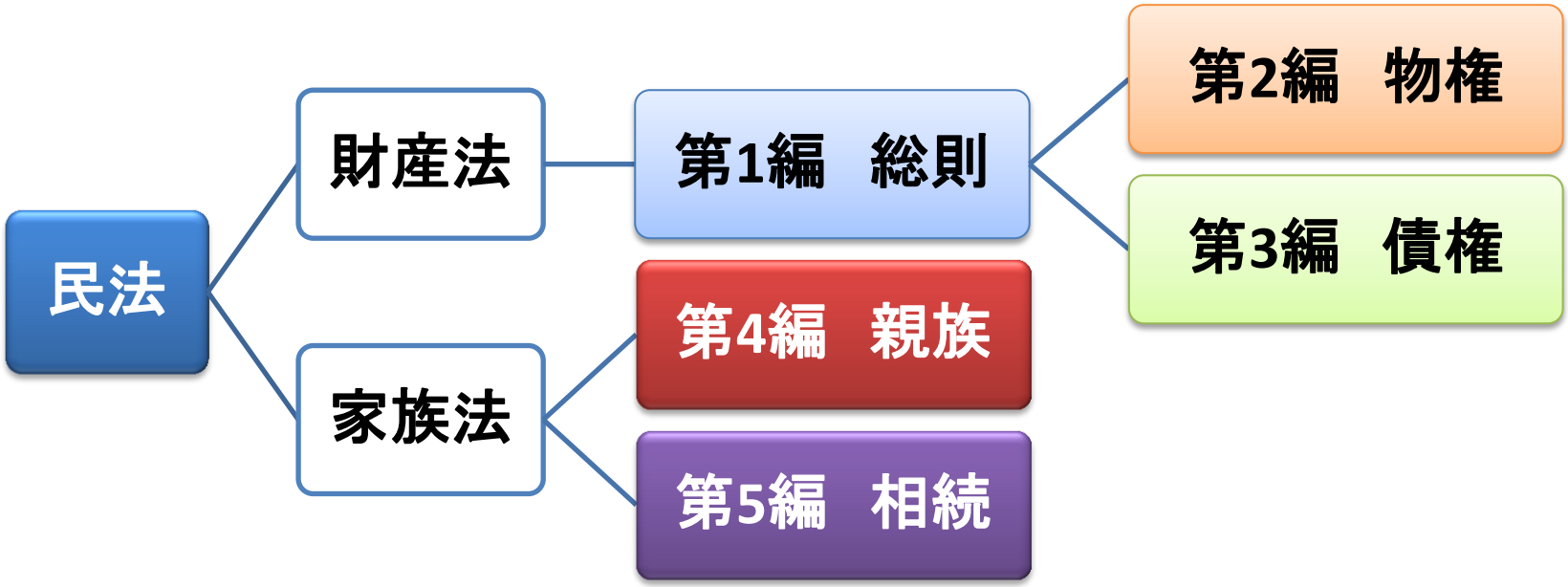

債権法の体系

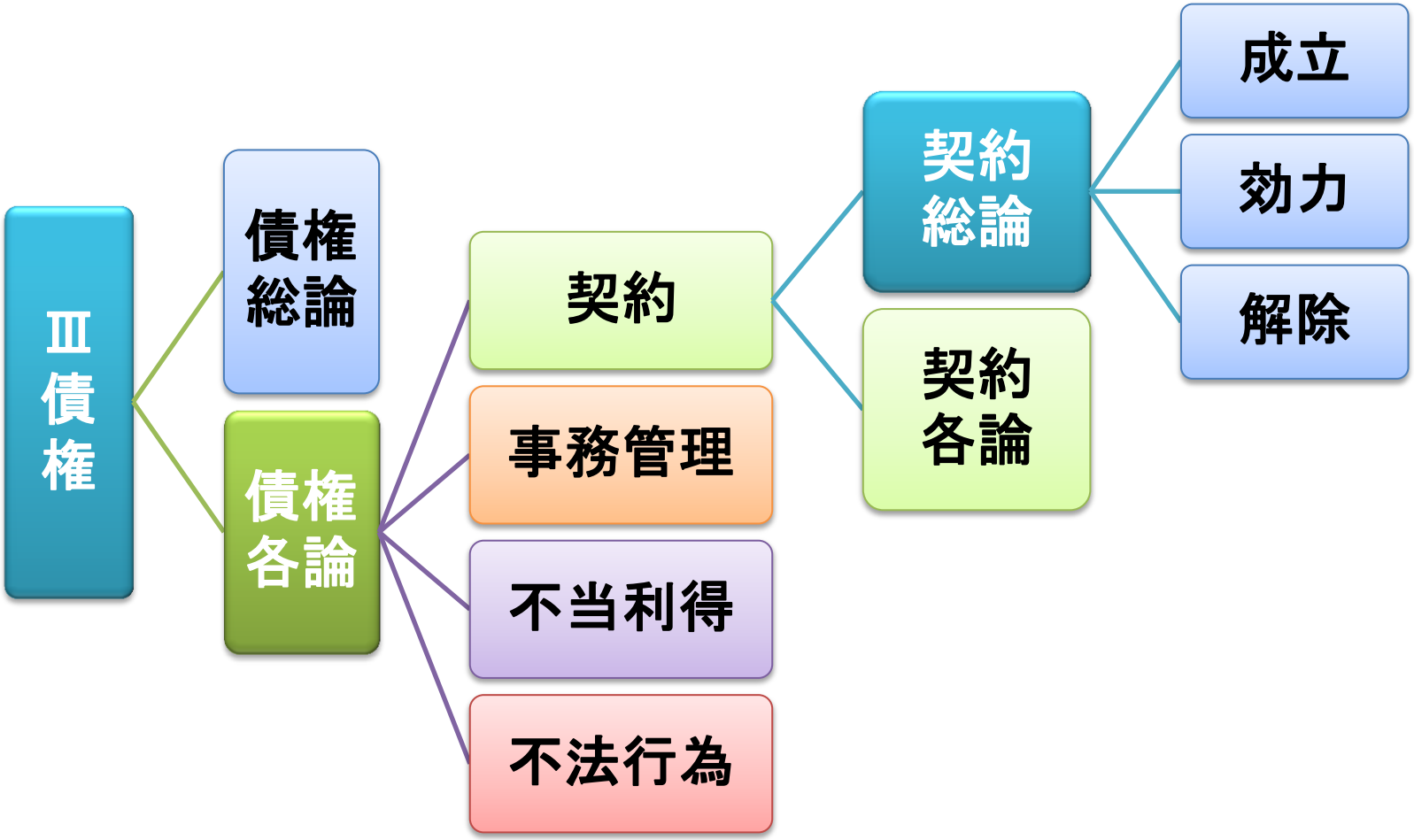

民法の条文の適用頻度
（分野別の適用頻度）

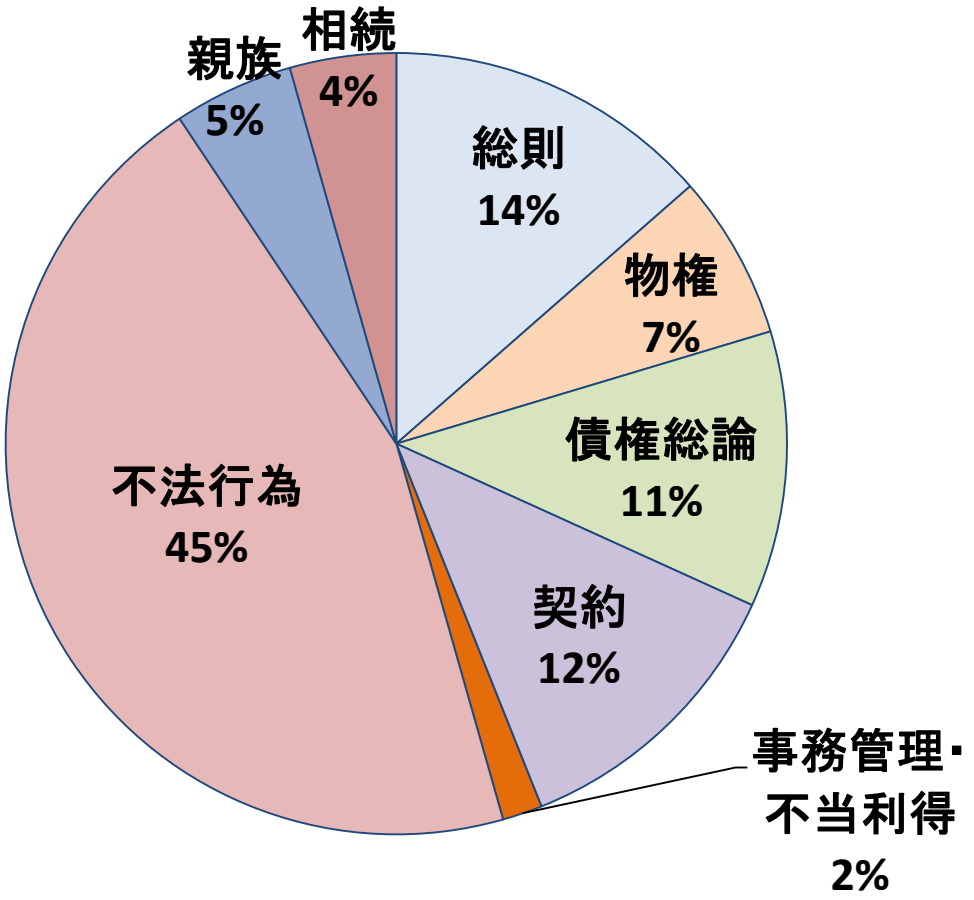

民法条文の適用頻度ベスト20（1945～2014） →債権，頻度表

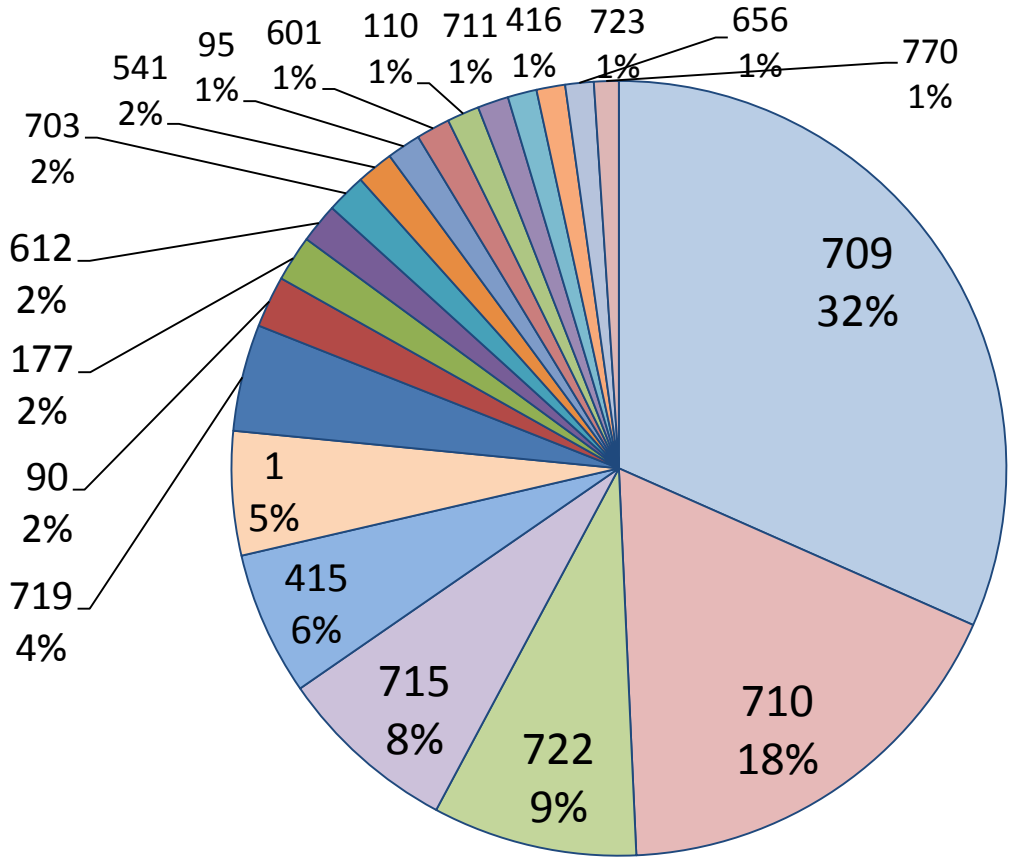

民法条文の適用ベスト30

（1945～2014）（全体で39,408件）→図

No.	条文	頻度	No.	条文	頻度	No.	条文	頻度
1	**709条**	13,803	11	**703条**	722	21	**717条**	448
2	**710条**	7,705	12	**541条**	672	22	**724条**	436
3	**722条**	3,725	13	**95条**	615	23	**644条**	399
4	**715条**	3,301	14	**601条**	614	24	**555条**	395
5	**415条**	2,618	15	**110条**	587	25	**616条**	391
6	**1条**	2,256	16	**711条**	564	26	**907条**	389
7	**719条**	1,944	17	**416条**	528	27	**424条**	379
8	**90条**	939	18	**723条**	522	28	**162条**	368
9	**177条**	838	19	**656条**	518	29	**91条**	327
10	**612条**	722	20	**770条**	450	30	**423条**	299

民法条文の適用ベスト30
（1945～2014）（全体で39,408件）

No.	条文みだし	No.	条文みだし	No.	条文みだし
1	一般不法行為	11	不当利得	21	工作物責任
2	慰謝料	12	契約解除	22	消滅時効
3	過失相殺	13	錯誤	23	委任・注意
4	使用者責任	14	賃貸借	24	売買
5	債務不履行	15	表見代理	25	賃・使用貸借
6	基本原則	16	近親者慰謝料	26	遺産分割
7	共同不法行為	17	損害賠償範囲	27	詐害行為
8	公序良俗	18	名誉毀損	28	取得時効
9	不動産物権変動	19	準委任	29	契約自由
10	無断譲渡・転貸	20	裁判上の離婚	30	債権者代位権

契約の流れ

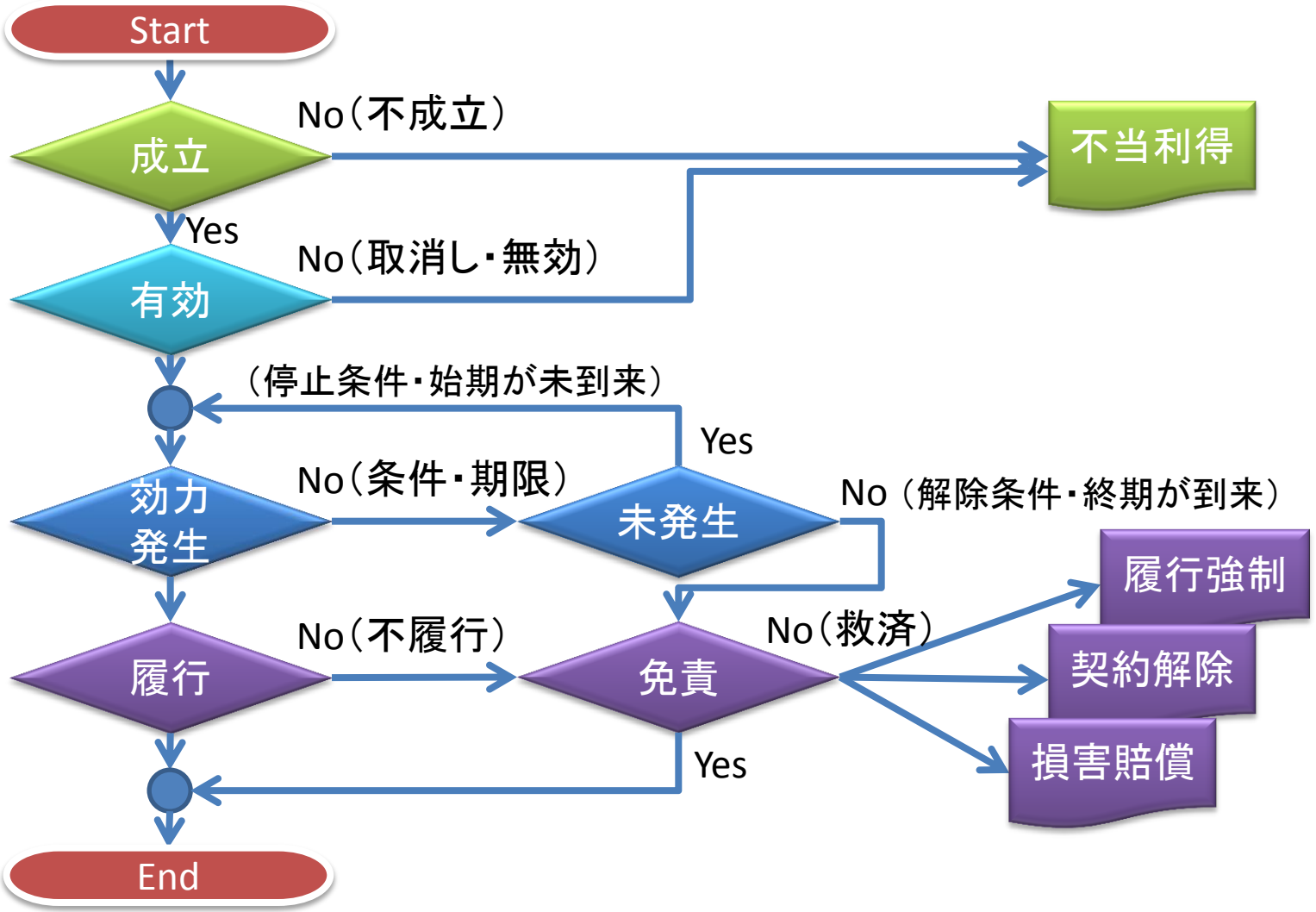
Start
成立
No（不成立）
不当利得
Yes
有効
No（取消し・無効）
（停止条件・始期が未到来）
Yes
効力発生
No（条件・期限）
未発生
No（解除条件・終期が到来）
履行強制
履行
No（不履行）
免責
No（救済）
契約解除
損害賠償
Yes
End

契約各論（典型契約）

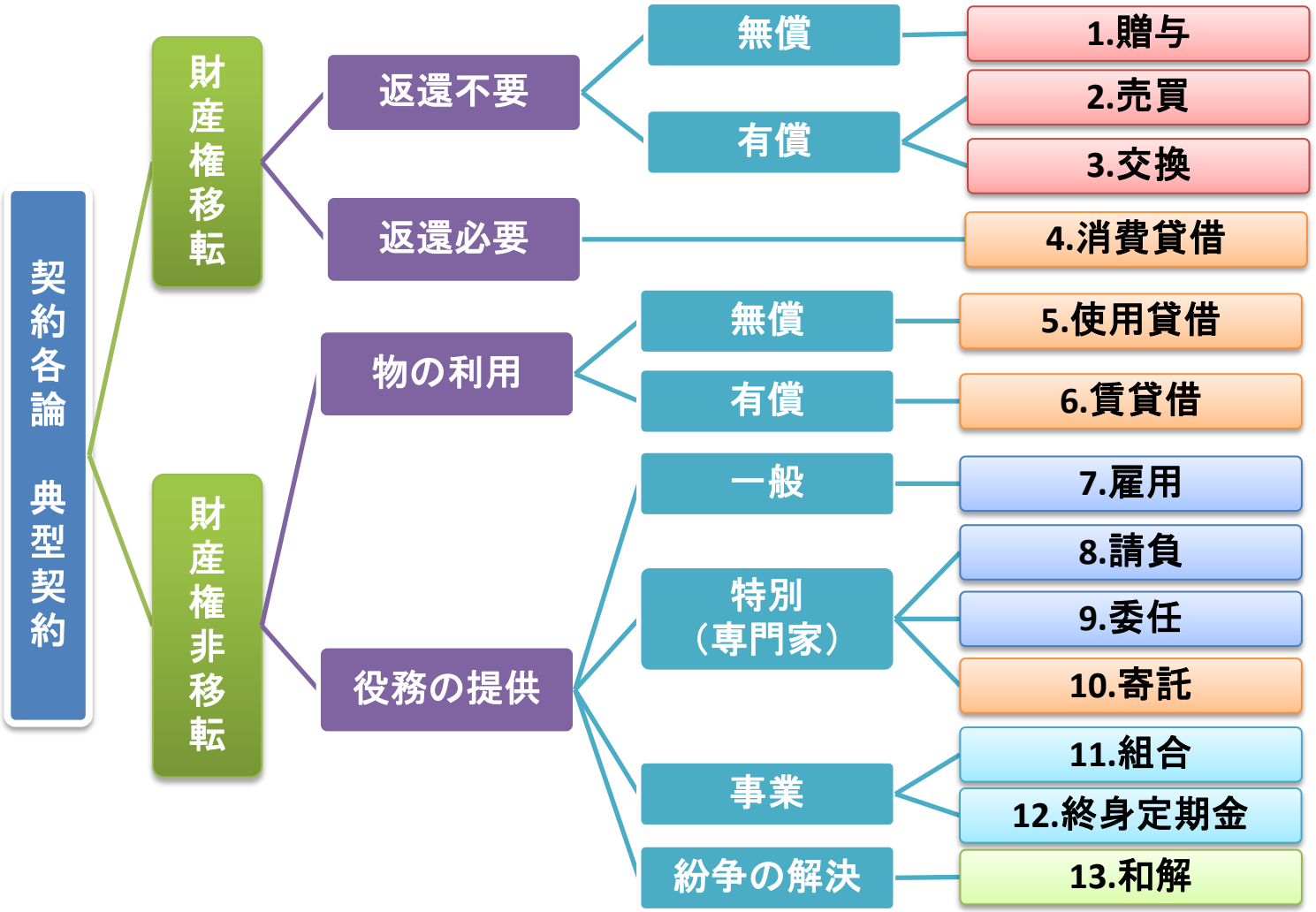
契約各論　典型契約
財産権移転
返還不要
無償
1.贈与
有償
2.売買
3.交換
返還必要
4.消費貸借
財産権非移転
物の利用
無償
5.使用貸借
有償
6.賃貸借
役務の提供
一般
7.雇用
特別（専門家）
8.請負
9.委任
10.寄託
事業
11.組合
12.終身定期金
紛争の解決
13.和解

レポート課題

- 最三判平2・2・20判時1354号76頁（クレジット契約における抗弁の切断事件）をよく読んで，第8回の講義（11/11）までに，以下の問題についてアイラック（IRAC）で論じなさい。
  - 「個品割賦購入あっせん契約（現在は個別信用購入あっせん）において，購入者が販売業者に対して有する抗弁がクレジット会社に抗できるための理論について
    - 割賦販売法30条の4，または，同法35条の3の19の規定ではなく，民法の仕組みを使って説明できるかどうか？
    - もしできるとすれば，どの条文を組み合わせることによってそれが可能であるか?

活用すべき文献

- 組織のリーダーは何をすべきであり，何をしてはならないか
  - P.F.ドラッカー（上田惇生訳）『非営利組織の経営』ダイヤモンド社（2007）
  - フィッシャー=ユーリー（金山宣夫，浅井和子訳）『ハーバード流交渉術』三笠書房（1990）
- 法律家のものの考え方
  - カイム・ペレルマン，江口 三角 (訳)『法律家の論理―新しいレトリック』木鐸社（2004）
- 民法（財産法）全体を理解する上での助っ人
  - 我妻栄=有泉亨『コンメンタール民法』〔第3版〕日本評論社（2013）
  - 金子=新堂=平井編『法律学小辞典』有斐閣（2008）
- 民法の学習入門書
  - 加賀山茂『民法入門・担保法革命』信山社（2013）（DVD付）
  - 加賀山茂『現代民法　学習法入門』信山社（2007）
- 契約法全体についての概説書
  - 佐藤孝幸『実務契約法講義』民事法研究会（2012）
  - 加賀山茂『契約法講義』日本評論社（2009）